

富士山南東消防組合低入札価格調査制度実施要領

平成 28 年 7 月 1 日 制定

平成 30 年 1 月 1 日 一部改正

令和 2 年 4 月 1 日 一部改正

令和 4 年 12 月 21 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、組合における工事又は製造その他請負契約（以下「工事等」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下これらの入札を「競争入札」という。）に関し、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 10 第 1 項（政令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）及び富士山南東消防組合契約規則（平成 28 年富士山南東消防組合規則第 28 号。以下「契約規則」という。）第 16 条（同契約規則第 24 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、実施する富士山南東消防組合低入札価格調査制度（以下「調査制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(調査の対象)

第 2 条 この調査制度の対象は、富士山南東消防組合建設工事等業者指名委員会規程（平成 28 年富士山南東消防組合訓令第 7 号）で定める富士山南東消防組合建設工事等業者指名委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める工事等とする。

(適用基準)

第 3 条 政令第 167 条の 10 第 1 項(政令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。)で規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき」の運用基準は、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で入札執行者が定める割合を予定価格に乗じて得た額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(調査基準価格の設定)

第 4 条 調査基準価格は、当該工事等に係る予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の額に相当する額（以下「消費税及び地方消費税に相当する額」という。）を加算して得た額とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に

10分の9.2を乗じた額とし、予定価格に10分の7.5を乗じた額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じた額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 予定価格算出の基礎となった額の合計額は1万円単位とし、1万円未満の端数は切捨てる。

3 特別なものについては、第1項の算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜の割合を予定価格に乘じて得た額とする。

4 入札執行者は、対象工事等を競争入札に付する場合は、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により、調査基準価格を算出し、予定価格を記載する書面の下部に「調査基準価格〇〇円」と記載し、さらに当該調査基準価格から消費税及び地方消費税に相当する額を差し引いて得た金額を「調査基準比較価格〇〇円」と記載する。

(入札参加者への周知)

第5条 入札執行者は、調査制度が適用される工事等の競争入札を行う場合は、入札公告、指名通知書等によりその旨を周知するものとする。

(開札処理)

第6条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札担当職員は、入札者に対して保留及び調査の実施を宣言し、調査を実施した後、落札者を決定するものとする。

(調査の実施)

第7条 前条の場合において、総務課長は、契約の内容に適合した履行がされるか否かについて具体的に判断するために、次に掲げる事項について事情聴取、関係機関への照会等を行うものとする。

- (1) 当該価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事付近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連
- (5) 手持資材、仮設材等の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況

- (8) 労務者の具体的供給の見通し
- (9) 過去3年間に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (9)の公共工事の成績状況
- (12) 経営状況
- (13) 信用状況
- (14) 下請契約予定者名等
- (15) その他必要な事項

2 総務課長は、前項各号に掲げる事情聴取、関係機関への照会等を行うときは、当該工事等関係部署の長に協力を求めることができる。

(契約しない場合の判断基準)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に該当するものとする。

- (1) 指定した期日までに調査資料が提出されない場合
- (2) 工事費内訳書の工事価格と入札価格が一致していない場合
- (3) 下請予定業者からの聞き取り調査の結果と下請見積書の金額が一致していない場合
- (4) 設計図書により計上した数量で積算していない場合
- (5) 安全管理体制を十分確保するための安全費等が適正に計上されていない場合
- (6) 材料若しくは製品の品質又は規格が設計仕様に適合しない場合
- (7) 作業効率等が施工不可能なものである場合
- (8) 建設副産物の処理方法又は処理費用が適正でない場合
- (9) 前各号に掲げられるもののほか、適正な工事の履行がなされないおそれがあると認められる場合

(審査)

第9条 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、委員会が第7条第1項の調査結果について審査を行うものとする。

(落札者の決定方法等)

第10条 入札執行者は、前条の審査結果に基づき、当該契約の内容に適合した履行がされると認められる場合は、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対して、その旨を通知するものとする。

2 入札執行者は、前条の審査結果に基づき、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合は、最低価格入札者を落札者とせずに、予定価

格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定するものとする。この場合において、最低価格入札者に対して落札者とし、次順位者に対して落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者に対しては、次順位者が落札者になった旨を通知するものとする。

（準用）

第11条 第7条から前条までの規定は、次順位者が調査基準価格を下回る入札があった場合について準用する。

（監督体制の強化等）

第12条 当該工事の監督員は、第10条の規定により落札となった工事等については、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 受注者が施工体制台帳を作成し、又は変更している場合には、受注者に対し、その提出を求めるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、受注者に対し、その内容について事情聴取その他の調査を行うものとする。
- (2) 共通仕様書に基づき施工計画書を提出させるに当たり、必要と認めるときは、受注者に対し、その内容について事情聴取その他調査を行うものとする。
- (3) 設計図書に基づく検査等を入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び工程表の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を受注者から詳細に聴取するものとする。

（補則）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月21日から施行する。